



「日々成長」

対馬市立豊玉小学校 教諭 松島 千徳



私の故郷である対馬市で採用され、3年が経ちます。初任のころは、初めて経験することばかりで、戸惑うことが多くありました。そんな中でも、同僚の先生や地域の方に支えられ、子ども達と一緒に自分自身も成長することができました。できなかったことや分からなかったことができるようになったときの「できた!」「分かった!」と変容した子どもたちの笑顔を見ると、諦めずに向き合ってきた良かったと感じます。

家族の近くで仕事をしたいと思い地元で勤務することを決めましたが、実際に勤務してみると、校外学習などを通して地元のよさを再発見することが多くありました。地元の名産品や地域の伝統、そこに間をわける方の思いなどに触れ、学べば学ぶほど対馬の魅力に惹かれています。

教員は、子ども達と一緒に、自分自身も成長していくことができるやりがいのある仕事です。皆さんと一緒に働ける日々を楽しみにしています。まってまーす!!

MESSAGE

メッセージ

子どもとともに学び・成長できる、「長崎県」で叶えよう!

長崎県各地の学校で活躍している先輩教員からのメッセージ!



「チーム長崎」のメンバーになって

長崎県立猶興館高等学校 教諭 大竹 亜由美



私は、他県私立高校勤務を経て長崎県にUターンで戻ってきたのですが、長崎県の教員となったことで初めての経験ができました。その一つは、初めて同期採用の仲間ができたことです。県内各地に悩みを共有し励まし合い、相談できる仲間がいることは本当に心強いです。同期の活躍を耳にすることで、多くの刺激を受けることができます。

また、異動も経験しました。これは、公立高校での勤務において私が唯一気がかりだったことです。引越したり職場環境が変化することへの不安があったのですが、周囲のサポートのおかげで無事に着任することができました。むしろ、異動によって教員同士のネットワークが広がるという収穫がありました。変化する時代に対応するためには、自分の知識や考え方を更新していく必要があります。ネットワークが拡大したことで、探究学習やICT教育など生徒に還元できることが増えました。

長崎県では教職員全員がチームとなり、生徒たちに高い質の教育を提供するため、そして教員自身が気持ちよく働くために協力し合っています。学校行事の見直しやフレックスタイムなど、世間のイメージよりも働き方改革が進んでいます。そんな「チーム長崎」に、皆さんが新メンバーとして加入する日がくることを楽しみにしています。



「自分を生かせる場所がここに!」

長崎市立梅香崎中学校 教諭 富永 政嗣



大阪の公立中学校での経験が6年、長崎県で採用され2年、通算8年の教員生活になります。地元に戻ってくる時には不安もありましたが、職場の先輩たちや生徒に温かく励まされながら、今では伸び伸びと働くことができています。

そんな私が今一番力を入れて取り組んでいるのが、授業研究です。今年度から研究主任という役割を任せられ、職員の先頭に立って生徒の学力向上を目指しています。年齢に関係なく、自分の意見や思いを反映させることができ、これまでのスキルを生かせる環境が長崎の教育現場にはあります。他県で教員をされている方や民間企業から教員を志している方も、思う存分に学んできた経験やスキルを生かせるはずですよ。

教員をしていると、生徒や保護者、一緒に働く職員など、たくさんのお会いがあります。その出会いがなければ、私はここまで成長できなかったと思います。これから皆さんと出会い、同じ職場で成長できることを楽しみにしています。



「安心できる居場所」

諫早市立上諫早小学校 養護教諭 田口 雪美



養護教諭として小学校に着任して3年が経ちました。県外の大学から4年ぶりに故郷に帰り、懐かしい方言で温かく迎えてくださった先生方と子どもたちに安心感を抱いたことを覚えています。

私は子どもたちにとって保健室が安心できる居場所になれるよう、コミュニケーションを大切にしています。元気にあいさつを交わし、顔と名前を覚えてもらうことから始めました。健康診断や保健指導は全校児童と関わる貴重な機会なので、目を見て呼名する、ゆっくり話すなどの細かい

行動も意識しています。そして、保健指導を行う際には「あなたは大切な存在」というメッセージを伝えることを心がけています。また、保健室来室の対応の際は丁寧に話を聞き取り、今後の過ごし方について一緒に考えるようにしています。そうすることで少しでも気持ちがすっきりし、安心して教室へ戻れる支援を目指しています。

長崎県の養護教諭をめざすみなさんと、子どもたちの安心できる居場所を一緒に築いていけることを楽しみにしています。



「正解」

長崎県立諫早特別支援学校 教諭 高木 元



教師として働き始めて5年が経ちました。この間に、1年間の育児休業を取得しました。その際に息子と過ごした時間は、いつまでも私のかげがえのない宝物です。育児休業取得の際に職場の先生方が温かく送り出してくださったので、育児に専念でき、これまでより一層、我が子や担任する子どもたちの成長や将来の幸せを考えることができるようになりました。

これまでの経験の中で、私が思う特別支援学校の教師の魅力とは、「その人だけの正解を、子どもと一緒に探すこと」だと思います。傷ついたときの心の整理の仕方。友達に気持ちを伝えたいときの表現の仕方。相手に近づくための一歩の踏み出し方。一人ひとり違う悩みや課題があり、それぞれに合った正解がある。それを子どもと一緒に見つけていくことが、教師の責務であり醍醐味であると思います。

問いの正解は、簡単に見つかるものではありません。しかし、その正解を探す過程を楽しみながら子どもに寄り添える、そんな教師を目指して、これからも力をつけていきたいと思っています。

気になる疑問

申請する前に、まずチェックしましょう。教員採用に関する質問にお答えします!



※掲載以外の気になることはホームページをご参照ください。

Q1

今年度実施の教員採用試験の変更点を教えてください。

大きな変更点として5つあります。

- ① 第1次試験を6月16日(日)に実施します。(昨年度までは7月実施)
- ② 小学校教諭志願者対象の離島教育特別採用選考の条件を変更します。
- ③ 免除申請について、「臨免」の申請要件を緩和します。
- ④ 免除申請について、「臨免」の免除内容を一部変更します。
- ⑤ 高等学校保健体育の特定競技採用枠を新設します。

CHECK!

Q2

電子申請について教えてください。



インターネットを利用して、本県のホームページから出願できます。原則として電子申請での出願としています。一度申請しても、出願期間中は、何度でも入力した内容の訂正が可能です。

Q3

加点申請について教えてください。

1+2+3

特定の資格や複数の教員免許状等を有する人は、加点申請を行うことにより、第1志望の校種において第1次試験に最大6点が加点されます(教員免許状による加点については、取得見込みでも申請できます)。ただし、対象の免許状が取得できなかった場合は、第2次試験に合格していても、内定及び採用候補者名簿への登録を取り消す場合がありますので注意してください。

Q4

社会人特別採用選考について教えてください。



社会人としての柔軟な発想や多様な経験を教育に生かすため、民間企業等の経験者で、専門的な知識・技能を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用するための制度で、一部試験免除等の措置があります。

Q5

臨時的任用教員経験者の試験の免除について教えてください。



小・中・高校・特別支援学校・養護教諭志願者のうち、下の(1)の要件を満たす人を対象に、免除申請があった場合に審査をし、第1次試験の一部を免除します。また、小・中・特別支援学校志願者のうち、下の(2)の要件を満たす人を対象に、免除申請があった場合に審査をし、第1次試験の全てを免除します。

- (1) 令和5年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用され、優秀と認められた人のうち、令和6年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用された人。
- (2) 令和4、5年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用され、特に優秀と認められた人のうち、令和6年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用された人。

Q6

身体に障害がある場合、受験に際して特別な配慮をしてもらえますか。



点字受験や拡大文字、手話通訳、車椅子での受験など、最大限の配慮をします。身体障害者手帳等をお持ちの方は、障害者特別採用選考申請書に必ずその旨を記入してください。手帳をお持ちでない方は、願書の所定の欄にその旨を記入してください。

Q7

勤務時間・休暇制度はどのようになっていますか。



勤務時間は週38時間45分です。休暇制度については、年間20日の年次有給休暇が与えられるほか、病気休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等の制度があります。

Q8

給与・ボーナスはどのようになっていますか。また手当にはどのようなものがありますか。



令和6年4月1日現在の初任給は、大学卒が230,988円となっています。手当には期末勤続手当(ボーナス)、扶養手当、通勤手当、住居手当、へき地手当などがあり、期末勤続手当は年間で給料月額約4,500円分が支給されます。また、特別支援学校には別途調整額が支給されます。

Q9

福利厚生はどのようになっていますか。



採用されると共済組合と互助組合の組合員になり、病気やけがで入院又は通院した場合には、医療に要した経費の一部が給付されるほか、結婚、出産には祝金が支給されます。宿泊施設については、県内に共済組合直営の施設があるほか、全国にある共済施設も協定料金で利用することができます。